

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 元 年 8 月 定 例 会 会 議 録						
1 日 時	令和元年8月22日（木） 午後2時から3時10分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3－F					
3 教 育 長 の 氏 名	清水 隆					
4 出席した委員の氏 名	一	教育長職務代理者 大保木道子	二	委 員 金井 裕	三	委 員 安田美詠子
	四	委 員 鈴木義信	五	委 員 久保田篤正		
5 欠席した委員の氏名	なし					
6 説明のため出席した職員	原口教育部長、磯野参与兼文化財保護課長、櫻井教育総務課長、坂口学校教育課長、内田学校教育課副課長、平井生涯学習課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	清水教育長： 令和元年北本市教育委員会8月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和元年北本市教育委員会7月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。					
	— 各委員、特に意見なし —					
	清水教育長： 会議録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、4番の鈴木委員にお願いする。					
4 非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が8件、議案が1件である。なお、本日の教委報告第38号から第39号については人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいかお諮りする。					
	— 全員、異議なしの声 —					
	清水教育長： この案件に関しては非公開で審議することに決する。					
5 報告事項	清水教育長： 報告事項の議事に入る。原口教育部長より、報告事項についてお願いする。					
	原口教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第33号から第40号までの8件である。教委報告第33号「教育長の決裁処分」から、担当					

	課より報告する。
(1) 教委報告第 33号「教育長 の決裁処分」	清水教育長： まず、教委報告第33号の1番「令和元年度北本市小学校体育大会」について、学校教育課より、説明をお願いします。 内田学校教育課副課長： (教委報告第33号の1番の説明) 清水教育長： 教委報告第33号の1番について、質疑はあるか。 大保木委員： 共催申請は今回初めてとなるが、当該大会は相当昔から実施していたものか。 内田学校教育課副課長： 昭和の頃より実施していたものとなり、その開催数は、40数回に及ぶものである。 大保木委員： 歴史のある大会であることを承知した。しかし、学校対抗のような大会と異なり、個人で競い合うような大会となると、共催とすることに関し、些か疑問にも感じられる。例えば、大会に向けた練習などの準備について、教育課程の中で、どのように位置付けられるものか確認する。 坂口学校教育課長： 練習などの準備に関しては、「学校行事」の中に位置づけられるものである。体育の授業の中でも陸上の種目はあるが、放課後の活動の中で練習することがメインとなる。また、当該大会は、単に順位を競い合うものではなく、自身の記録を更新することを目的とするものである。 内田学校教育課副課長： 補足説明となるが、小学校児童が練習を行うに際し、学校4・3・2制を通じての中学校陸上部生徒による指導、また、学校応援団の陸上経験者による指導を受けるなど、周囲との係わりも深いものとなる。 久保田委員： 以前、当該大会を見たことがあるが、通常の運動会や体育祭と異なって、良い意味での緊張感がある大会であった。 安田委員： 小学校6年生の児童を参加対象としているが、全員参加となるものか確認する。 坂口学校教育課長： 全員が、何れかの種目に必ず参加することとなる。その他にも、クラス対抗の長縄跳びが、大会種目として用意されるものとなる。 — 他に意見なし —

(2) 教委報告第34号「北本市立小・中学校給食費について」	清水教育長： 教委報告第33号の1番については、了承とする。 清水教育長： 続いて、教委報告第33号の2番「2分の1成人式・キャンドルナイト」、3番「第13回きたもとスポーツフェスティバル」、4番「第8回きたもと駅伝競走大会」について、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： (教委報告第33号の2番から4番までの説明) 清水教育長： 教委報告第33号の2番から4番までについて、質疑はあるか。 大保木委員： 2番の「2分の1成人式・キャンドルナイト」について、作文を朗読する児童の募集方法を伺う。 平井生涯学習課長： 募集方法について、未だ確認が取れていない状況となる。 大保木委員： 子供達の自然な感情から生み出されるイベントとは、少し異なるものとも考えられる。 平井生涯学習課長： 募集方法を含め、事業趣旨等についても確認する。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第33号の2番から4番については、了承とする。 清水教育長： 続いて、教委報告第34号「北本市立小・中学校給食費について」、教育総務課より、説明をお願いする。 櫻井教育総務課長： (教委報告第34号の説明) 清水教育長： 教委報告第34号について、質疑はあるか。 鈴木委員： 別紙2のチラシ配布により、保護者から修正意見があった場合は、改定額の案についてもあらためて見直すものか。 櫻井教育総務課長： 改定額の案に関しては、細かな意見から左右されるものではないが、考慮すべき意見が提出された場合、その対応も検討する。基本的には、改定に伴う質疑に対し、丁寧な説明を行い、理解を求めていくものである。 — 他に意見なし —
--------------------------------	---

(3) 教委報告第35号「令和元年度各小・中学校第1学期状況報告について」	清水教育長： 教委報告第34号については、了承とする。 清水教育長： 続いて、教委報告第35号「令和元年度各小・中学校第1学期状況報告について」、学校教育課より、説明をお願いする。 内田学校教育課副課長： (教委報告第35号の説明) 清水教育長： 教委報告第35号について、質疑はあるか。 大保木委員： 3の「特色ある教育活動・地域との連携等」について、各学校とも色々と努力し、特色ある教育活動を展開していることが窺える。その中で、中丸小学校の「学校公開日」の来校者が639名となった旨記載されているが、他の学校に関しても、この位の人数となるものか確認する。 坂口学校教育課長： 中丸小学校に関しては、同日に「引き渡し訓練」が行われたため、多くの保護者が訪れ、この数値となったものである。 なお、「引き渡し訓練」について、実施日は異なるものの、全ての小学校で実施している状況となる。 安田委員： 「引き渡し訓練」における児童の引き渡しに際し、学童職員は対象となるものか。 坂口学校教育課長： 年度当初に作成する「引き渡しカード」には、保護者をはじめ、複数人登録することとなるが、学童職員は原則対象外とするものである。 大保木委員： 4の「研究委嘱等、研修活動推進の現状と課題について」のうち、北本中学校の「学校水泳授業民間委託」について、その実施状況の詳細を示す資料を、今後提供いただきたい。 坂口学校教育課長： 了解した。1学期では、2年生が4回、計8時間の水泳授業を終えたことから、生徒達へアンケートを行ったところ、「意欲的に取り組めた」、「自分の伸びが感じられた」と好評であった。 このあと、2学期に3年生、1年生、特別支援学級で実施する予定となり、全てを終えたところで、その実施結果をあらためて報告させていただく。 久保田委員： 12の「長期欠席児童生徒の状況」について、長期欠席のケースとしては、病気や怪我を原因とするものが多いものか確認する。
--	--

内田学校教育課副課長： 多くは病気欠席となるものだが、「その他」として、家庭の事情等から欠席となるケースもある。

鈴木委員： 中学校の長期欠席生徒について、1年生から2年生へ進級するに伴い、増加しているように見受けられるが、その原因について伺う。

原口教育部長： 本市では、小学校から中学校への進学時に発生する「中1ギャップ」に対し、小中連携の取組を通じた滑らかな接続により、その軽減を図ってきた。しかし、中学校1年生の後半位から、元気に過ごしていた子が、やや息切れしているようにも感じられ、その背景には、「学力の壁」が原因となっているものと分析する。

そのほかにも、部活動の関係や思春期における人間関係など、原因は様々となるが、長期欠席に関し、ご指摘の学年において増加傾向にあることから、各校でも課題解決に向けて、色々取り組んでいる状況となる。

金井委員： 8の(3)「児童・生徒事故」について、小学校児童と自動車との接触事故が報告されているが、示談は成立したものか確認する。

坂口学校教育課長： 示談を済ませた旨の報告を受けている。

金井委員： 同じく8の(3)の中で、中学校生徒の陸上競技大会における事故が報告されているが、学校地内で起きたものか伺う。

坂口学校教育課長： 鴻巣陸上競技場を利用した大会の中で起きたものとなる。

金井委員： 中学校体育連盟の大会となるものか。

原口教育部長： 通信陸上競技大会のため、中学校体育連盟も主催者となるものである。

金井委員： 14の「学校適応指導教室（ステップ学級）」の利用状況について、昨年度と比べ、利用者が減っている模様だが、本年度に当該教室が移転した経緯もあるため、このことによる影響があるものか確認する。

内田学校教育課副課長： 移転による影響はないものと考えている。昨年度において、利用率が高かった中学校3年生が卒業したことから、昨年度の同時期と比較し、全体的に減の結果となったものである。

	原口教育部長： 移転後の状況を確認したところ、利用している子供達の評判は良い様子である。なお、中学校3年生の利用が多い理由としては、高校進学を迎えるに際し、状況を変えたい思いから、当該教室を利用するものとなる。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第35号については、了承とする。 (4) 教委報告第36号「北本市小中一貫教育（学校4・3・2制）について」 清水教育長： 続いて、教委報告第36号「北本市小中一貫教育（学校4・3・2制）について」、学校教育課より、説明をお願いします。 内田学校教育課副課長： （教委報告第36号の説明） 清水教育長： 教委報告第36号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第36号については、了承とする。 (5) 教委報告第37号「北本市立小・中学校通学区域について」 清水教育長： 続いて、教委報告第37号「北本市立小・中学校通学区域について」、学校教育課より、説明をお願いします。 坂口学校教育課長： （教委報告第37号の説明） 清水教育長： 教委報告第37号について、質疑はあるか。 金井委員： 答申の内容を決定した第3回審議会の詳細について伺う。また、これまでの審議会委員の出席状況についても、併せて伺う。 坂口学校教育課長： まず、出席状況については、全ての回において、委員全員が出席した状況となる。 答申の内容を決定した第3回審議会では、地域自治の代表委員の方から、このまま学校存続を希望する意見も提出されたが、最終的には、子供達のエデュケーション環境の改善を図ることについて、ご理解をいただいたものと考えている。 また、石戸小・栄小・南小・西中学校の各PTA代表委員については、この答申の内容に関し、概ね合意をいただいたほか、学校代表委員となる関係校長からは、これまでの10年間の小中一貫教育「かば桜学園」の取組を踏まえ、今後も石戸小・栄小・西中学校の関係性を継続すべきとのご意見をいただいた。
--	--

	原口教育部長： 地域関係者となる委員の方々は、学校を残すことを強く要望していた。しかし、P T A代表委員の方々からは、現状の数では、子供達の社会性やコミュニケーション能力を育むことが厳しい状況との意見が提出された。 それでも学校を残すこととなると、学区再編により周辺の地域から子供達を編入させる方法となるが、別な課題や様々な問題が発生することが考えられる。 また、栄小学区の子供達の数が少ないことで、他の学区に転居してしまうケースもあることから、地域の意見に固執してしまうと、この状況を抜け出せない悪循環に陥るとの意見もあった。 こうした様々な意見を踏まえた上で、今回の答申に示す内容を最終的に決定したものとなる。 金 井 委 員： P T A代表及び学校代表委員の考え方は、答申の内容のとおりとなった模様だが、地域関係者となる委員の考え方は少々異なるものと推測する。その理由としては、学校施設といったハードの部分を失うことで、地域自治・コミュニティの解体を危惧するものか。 坂口学校教育課長： おそらく、そうした部分のウエイトが大きいものと推測する。 金 井 委 員： 子供達の教育環境の部分を考えた上で、賛成多数により、この答申となったものと理解してよいか。 坂口学校教育課長： そのとおりである。 金 井 委 員： 今後のこともあり、大切な資料となるため、議事録の後日の提供についてお願いする。 清水教育長： 整い次第、提供するよう事務局にお願いする。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第37号については、了承とする。 (6) 教委報告第40号「石戸蒲ザクラの保存管理について」 清水教育長： 続いて、教委報告第40号「石戸蒲ザクラの保存管理について」、文化財保護課より、説明をお願いします。 磯野参与兼文化財保護課長： (教委報告第40号の説明) 清水教育長： 教委報告第40号について、質疑はあるか。
--	--

6 議案審議 (7) 教委議案第45号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」 7 非公開審議 (8) 教委報告第38号「北本市人権教育推進委員会委員の委嘱について」 (9) 教委報告第39号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱について」	— 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第40号については、了承とする。 清水教育長： 議案審議に入る。 原口教育部長より、願います。 原口教育部長： 教委議案第45号の1件について、願います。 清水教育長： それでは、教委議案第45号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」、教育総務課より、説明をお願いします。 櫻井教育総務課長： (教委議案第45号の説明) 清水教育長： 教委議案第45号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第45号については、可決する。 清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。 清水教育長： それでは、教委報告第38号「北本市人権教育推進委員会委員の委嘱について」、生涯学習課より、説明をお願いします。 平井生涯学習課長： (教委報告第38号の説明) 清水教育長： 教委報告第38号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第38号については、了承とする。 清水教育長： 続いて、教委報告第39号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱について」、生涯学習課より、説明をお願いします。 平井生涯学習課長： (教委報告第39号の説明)
---	--

8 閉会の宣言	清水教育長： 教委報告第39号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第39号については、了承とする。 清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会8月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和元年 9 月 12 日 教 育 長 <u>清水 隆</u> 署 名 委 員 <u>鈴木 義信</u> 書 記 <u>山本 一真</u>